

平成 30 年

郡山市教育委員会

3 月定例会議事録

平成 30 年 郡山市教育委員会 3 月定例会議事録

日 時	平成 30 年 3 月 28 日 (水) 午後 1 時 35 分	
場 所	郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎 5 階)	
出席委員	委 員 長 阿 部 亜 巳	委 員 長 阿 部 晃 造 職務代理者
	委 員 今 泉 玲 子	委 員 藤 田 浩 志
	委 員 田 中 里 香	教 育 長 小 野 義 明
出席者	教育総務部長 学校教育部長 教育総務部次長兼総務課長 学校教育部次長 ((併) こども部次長) こども部次長 ((併) 学校教育部次長) 生涯学習課長 中央公民館長兼勤労青少年ホーム館長 中央図書館長 教育総務部参事兼美術館長 学校管理課長 学校教育推進課長 教育研修センター所長 総合教育支援センター所長 教育総務部総務課長補佐 学校管理課長補佐 総務課主任主査兼総務管理係長	齋 藤 芳 一 柳 沼 文 俊 佐 藤 宏 鈴 木 弘 幸 伊 藤 綾 子 鈴 木 裕 一 橋 本 則 子 佐 藤 宏 之 佐 治 ゆかり 小 山 健 幸 早 崎 保 夫 村 上 文 生 大和田 正 恵 井 上 高 志 小 野 貴 裕 古 川 誠
	書 記	濱 津 慎 一

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 議 事
 - 議案第6号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）
 - 議案第7号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）
 - 議案第8号 郡山市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の制定について
 - 議案第9号 西田学園義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
 - 議案第10号 郡山市学校給食共同調理場長の指定に関する規則の制定について
 - 議案第11号 郡山市教育委員会公告式規則の一部改正について
 - 議案第12号 郡山市教育委員会表彰規則の一部改正について
 - 報告第1号 専決処分事項の報告について（人事）
 - 報告第2号 専決処分事項の報告について（訓令制定）
 - 報告第3号 専決処分事項の報告について（訓令改正）
- 5 その他
 - （1）郡山市立公民館運営審議会の答申について
 - （2）郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針について
 - （3）西田学園スクールバスの利用者数と下校時の運行について
 - （4）就学援助費（新入学児童生徒学用品費）の入学前支給について
- 6 各課報告
- 7 閉 会

委 員 長 只今から、郡山市教育委員会平成30年3月定例会を開会します。
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立します。
はじめに、前回議事録の承認についてですが、今回は2月定例会と第1
回臨時会の議事録になりますが、ご意見等ございますか。

（なし。）

委 員 長 それでは、議事録について承認いたします。次に「3教育長の報告」をお
願いします。

教 育 長 それでは報告させていただきます。3月定例会教育長報告の冊子をご覧ください。今回は郡山市議会3月定例会の状況について報告いたします。

2月28日から代表質問、市政一般質問と、18名の議員からご質問をいただきました。代表質問については5名、市政一般質問については13名、合計18名の議員から30件の質問をいただきました。内容につきましては、2ページ以降に答弁用紙を付けておりますので、後ほどご確認くださいと思います。

以上でございます。

委 員 長 それでは「4議事」に入ります。

本定例会には議案第6号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）」、議案第7号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」、議案第8号「郡山市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の制定について」、議案第9号「西田学園義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」、議案第10号「郡山市学校給食共同調理場長の指定に関する規則の制定について」、議案第11号「郡山市教育委員会公告式規則の一部改正について」、議案第12号「郡山市教育委員会表彰規則の一部改正について」、報告第1号「専決処分事項の報告について（人事）」、報告第2号「専決処分事項の報告について（訓令制定）」、報告第3号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」が提出されております。特に非公開にすべきと考えられる案件も無いようですので、順次審議に入ります。では、議案第6号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）」について事務局から説明をお願いします。

教育総務部次長 それでは、議案第6号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）」について、説明させていただきます。

議案第6号につきましては、平成30年4月1日付けの郡山市教育委員会職員の課長相当職以上の人事異動について、教育長に臨時代理を求めたものであります。内容につきましては、委員の皆様にご内示日にお知らせした内容でありまして、部長相当職が5名、部次長相当職が3名、課長相当職が15名、計23名の異動となっております。

以上でございます。

委 員 長 ありがとうございます。

委員の皆様、質問等ございますか。

(質問なし。)

委員長 それではこの案件を承認いたします。
次に、議案第7号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(予算)」について、事務局から説明をお願いします。

教育総務部次長 それでは、議案第7号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(予算)」について、説明させていただきます。

議案第7号につきましては、平成30年度当初予算に計上した小中学校校舎のトイレ改修工事について、一部が国の平成29年度補正予算の補助事業として採択されたことに伴い、平成29年度に前倒しをして増額補正し、併せて、前倒し分を平成30年度予算において減額補正するものであります。予算額としては、平成29年度補正予算で、160,381千円を増額し、平成30年度補正予算で、117,974千円を減額するものであります。若干、数字が合わないのは、平成29年度の補正において、当初に予算計上していなかった薫小学校の改修工事についても、国の補助事業の採択を受けたことから、平成29年度の補正に追加で増額計上したものであります。

以上でございます。

委員長 委員の皆様、質問等はございますか。

(質問なし。)

委員長 それではこの案件を承認いたします。
次に、議案第8号「郡山市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の制定について」、事務局から説明をお願いします。

教育総務部次長 それでは、議案第8号「郡山市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の制定について」、説明させていただきます。

議案第8号につきましては、平成30年4月2日から新教育長制度へ移行することに伴い、規則を制定するものであります。従前は教育委員会委員長に職務代理者を置いておりましたが、新制度では、教育長に職務代理者を置くこととなります。しかしながら、教育長職務代理者も常に登庁して執務に就くことは非常に難しいと思われるので、教育長職務代理者が事務の執行等を行うことが困難な場合の事務の執行等の取扱いについて定める必要があります。具体的な内容については、教育長職務代理者が事務局

職員へ委任できる事務及び委任する事務局職員について規定するものであります。委任できる事務として、教育委員会の会議その他教育委員会の議事運営に関する事務以外の事務は事務局職員へ委任するという内容になっております。委任する事務局職員の順位については、第1順位が教育総務部長、第2順位が学校教育部長となるものであります。

以上でございます。

委員長 委員の皆様、質問等はございますか。

(質問なし。)

委員長 それではこの案件を承認いたします。

次に、議案第9号「西田学園義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」、事務局から説明をお願いします。

教育総務部長 それでは、議案第9号「西田学園義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」、説明させていただきます。

議案第9号につきましては、平成30年4月1日に西田学園義務教育学校を設置することに伴い、関係規則の整備を行うものであります。具体的内容については、資料の2の(2)をご覧ください。従前は、教育委員会における規則で「出身中学校、小学校、中学校、小学校及び中学校」と記載されていたものを、「出身中学校(義務教育学校を含む)、小学校(義務教育学校の前期課程を含む)、中学校(義務教育学校の後期課程を含む)、小学校、中学校及び義務教育学校」と、改正するものであります。

学校の統廃合に係る規定につきましては、西田の小学校5校と中学校1校が廃止になることに伴い規定を削除し、新たに西田学園義務教育学校の規定を加えるものであります。

教育委員会に関する規則につきましては、教育委員会において一括して改正を行うもので、市長部局に関する規則等については、市長部局において改正するものであります。

以上であります。

委員長 委員の皆様、質問等はございますか。

(質問なし。)

委員長 それではこの案件を承認いたします。
次に、議案第 10 号「郡山市学校給食共同調理場長の指定に関する規則の
制定について」、事務局から説明をお願いします。

教育総務部次長 それでは、議案第 10 号「郡山市学校給食共同調理場長の指定に関する規則の
制定について」、説明させていただきます。

議案第 10 号につきましては、まず、郡山市議会 12 月定例会において、
学校給食共同調理場条例が承認され制定されており、西田学園の共同調理
場の設置に伴い、場長の指定に関する規則を制定するものであります。内
容としては、西田学園義務教育学校共同調理場長を郡山市立西田学園義務
教育学校長に指定するというものであります。

委員長 委員の皆様、質問等はございますか。

(質問なし。)

委員長 それではこの案件を承認いたします。
次に、議案第 11 号「郡山市教育委員会公告式規則の一部改正について」
事務局から説明をお願いします。

教育総務部次長 それでは、議案第 11 号 郡山市教育委員会公告式規則の一部改正につい
て、説明させていただきます。

議案第 11 号につきましては、平成 30 年 4 月 2 日から新教育委員会制度
に移行することから改正するものであり、内容については、規則等の公告
に際し、署名について、従前は教育委員会委員長が行っていたものを、教
育長に改めるものであります。

以上であります。

委員長 委員の皆様、質問等はございますか。

(質問なし。)

委員長 それではこの案件を承認いたします。
次に、議案第 12 号「郡山市教育委員会表彰規則の一部改正について」、
事務局から説明をお願いします。

教育総務部次長 それでは、議案第 12 号「郡山市教育委員会表彰規則の一部改正について」説明させていただきます。

議案第 12 号につきましては、教育委員会表彰の対象者について、欠格事項を明確にするためのものであります。内容といたしましては、4 項目を欠格事項として定めるものであります。1 つ目が、罰金以上の刑に処せられ、刑の消滅していない者、2 つ目が、郡山市税を滞納している者、3 つ目が、破産宣告又は破産手続開始の決定を受け復権していない者、4 つ目が、表彰することが適当でないとして教育長が認める者、という 4 つの欠格事項を定めるものであります。今回の改正については、郡山市の表彰規則についても、同様の欠格事項を設けるということで、市長部局の改正と同時進行で進められているところであります。

今回の改正によりまして、明確な欠格事項が設けられることにより、団体等の推薦受理の際に、明確な基準のもと判断できるようになるものと考えております。

以上であります。

委 員 長 委員の皆様、質問等はございますか。

阿部職務代理者 刑の消滅というのはどういうことですか。

委 員 長 例えば執行猶予とか、一定の期間が経過すると刑が消滅する制度があるのですが、刑が有効な期間ということですか。

委員の皆様、他に質問等はございますか。

(質問なし。)

委 員 長 それではこの案件を承認いたします。

次に、報告第 1 号「専決処分事項の報告について (人事)」について、事務局から説明をお願いします。

教育総務部次長 それでは、報告第 1 号「専決処分事項の報告について (人事)」について、説明させていただきます。

報告第 1 号につきましては、平成 30 年 4 月 1 日付けの郡山市教育委員会職員の課長相当職未満の人事異動についての報告となります。概要につきましては、委員の皆様にご案内した内容でありまして、異動者数計では、全体で 95 名の異動者となっております。

以上であります。

委員長 委員の皆様、質問等はございますか。

(質問なし。)

委員長 それではこの案件を承認いたします。
次に、報告第2号「専決処分事項の報告について(訓令制定)」について、事務局から説明をお願いします。

教育総務部次長 それでは、報告第2号「専決処分事項の報告について(訓令制定)」について、説明させていただきます。

報告第2号につきましては、教育委員会で所管する訓令について、義務教育学校が設置されたことに伴い、先程の規則同様、記載のとおり所要の改正を行うものであります。規則と訓令であります。訓令は、教育委員会内部の職員に係る決まり、命令というものであります。

委員長 委員の皆様、質問等はございますか。

(質問なし。)

委員長 それではこの案件を承認いたします。
次に、報告第3号「専決処分事項の報告について(訓令制定)」について事務局から説明をお願いします。

教育総務部次長 それでは、報告第3号「専決処分事項の報告について(訓令制定)」について、説明させていただきます。

報告第3号につきましては、はじめに教育委員会の公印規程の一部改正についてであります。これは新教育長制度に伴い、これまで使用していた公印の廃止と新たな公印の追加に係る改正であります。

次に、郡山市教育委員会事務局等服務規程の一部改正についてあります。これは、職員が消防団員と兼職する場合の手続きについて、法律に定められたため改正するものであります。また、西田義務教育学校が新たな所属として追加されたため改正するものであります。

内容については、一つ目として、職員が消防団員と兼職する場合、所定の様式により、所属長を経由し教育長へ提出するよう規定するものであり

ます。二つ目として、西田学園義務教育学校を所属として追加するものがあります。消防団員の兼職については、これまでも営利企業等の従事許可ということで、兼職の申請書は出されておりました。ただ今回、国でも消防団員を特殊な兼職ということで法改正を行い、兼職請求書ということで、職員が消防団員として従事する場合には、余程のことが無い限り所属長はそれを認め、消防団員を確保していくという趣旨のもとでの改正となります。当該改正につきましては、市長部局においても、同様の形で進められているところであります。

以上であります。

委員長 委員の皆様、質問等はございますか。

(質問なし。)

委員長 それではこの案件を承認いたします。

次に、「5 その他」に入ります。はじめに(1)「郡山市立公民館運営審議会答申について」、事務局から説明をお願いします。

中央公民館長 それでは、「郡山市立公民館運営審議会答申について」、説明させていただきます。郡山市立公民館運営審議会は、公民館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき、調査審議する機関であり、毎年1回、委員の皆さんには、館長から諮問をさせていただいております。今回、平成28年度、平成29年度の2カ年の公民館の諮問事項として、公民館共催事業のあり方についてということで、諮問させていただきました。内容としましては、各公民館で実施している体育祭、文化祭、それから各種団体と共催で実施する事業などについて、近年、少子高齢化や事業への参加者数の減少などにより、事業の計画から運営までの大部分を公民館職員が担うなどの課題もあることから、本来の共催事業のあり方として、公民館、地域住民の負担軽減も図りながら、事業規模の見直しも含めて、事業の実施について見直していただきたいということで諮問させていただきました。

委員の皆さんも直接、見学をしていただきました公民館見学調査、それから社会教育委員や公民館職員を対象に実施したアンケート調査、そして普段、公民館を利用しない方についての意見の集約ということで、まちづくりネットモニターも活用して意見の集約を図り、それらをもとに審議をさせていただきました。答申の内容としては、提案事項として、共催事業実施における仕組みづくり、地域の特性や時代に沿った公民館事業、ウェ

ウェブサイトやSNSを活用したリアルタイムの情報発信という3つであります。地域住民の方にも主体的な立場で共催事業に関わっていただくために、各種団体の特徴を考慮し、役割を明確化すること。それから参加者の固定化や減少について、休日や夜間の講座開催、長期ではなく単発の講座開催など、新たな参加者を拡充したらどうだろうか、また、ウェブサイトやSNSの活用の中で、事業の趣旨や内容、参加者の感想など生きた情報をリアルタイムで発信したらどうか、などの意見をいただきました。

当該答申内容については、3月14日に各公民館長に送信し、15日に審議会の正副委員長から教育長へ報告させていただいております。今後につきましては、生涯学習課と連携しながら、公民館職員の研修や訪問指導の中で、当該内容等について周知を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

委員長 委員の皆様、質問等はございますか。

(質問なし。)

委員長 それでは、次に(2)「郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針について」、事務局から説明をお願いします。

学校管理課長 それでは、「郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針について」、ご説明いたします。「児童生徒の総合的な人間形成の場となる部活動等」と「教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する部活動等」を目指し、今年度6月から3回にわたって部活動等のあり方に関する検討会を進めてきました。今年度、スポーツ庁から「部活動等の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されました。また、福島県教育委員会からも、教職員多忙化解消アクションプランの中で、部活動の休養日の設定等について示されております。それらを受けて、県内で初めて先駆けて検討会を設置し、14名の委員に参加いただき3回の検討会を開催いたしました。その中で、郡山市教育委員会の指針として、休養日については、活動日は上限で週5日としたいと考えております。また、全市一斉の部活動の休養日を設定したいと考えております。まずは家庭の日と示されている第3日曜日を、全ての学校で部活動の休養日とし、さらに、これまで部活動を休んでいなかった8月13日から16日の期間についても、今後、休養日としたいと考えております。また年末年始についても、同様に休養日として、この3つについて全市一斉の部活動休養日としたいと考えております。また平日に1日以

上の休養日を設定し、週休日についても土曜日か日曜日のどちらかを休養日に設定しますが、大会等で土曜日と日曜日の2日間にわたって開催されるなどの場合には、翌週の平日に必ず週休日分の休養日を確保するという形で休養日のルールを定めたいと考えております。活動時間については、国、県の方針を受け、本市では、平日は2時間以内、週休日、祝日、長期休業日については3時間以内の活動と設定したいと考えております。対外試合や講習会等、終日にわたって開催されることもあることから、そのような場合には、翌週の平日に休養日を必ず確保することとします。

本市としては、これまでも活動日のルールとして示してきたところではありますが、今後は実施状況の報告をもらいながら、各学校でしっかりとルールに沿って部活動を進めていただけるような、また子供たちとしっかりと向き合える時間をつくり、先生方のワーク・ライフ・バランスも実現するような部活動を進めていきたいと考えております。今後につきましては、各学校に指針等を配布し周知期間を設けて、4月からの一斉スタートではなく、内容を理解していただきながら、8月を目途にスタートしていきたいと考えております。

なお、これまでの検討会を、今後は部活動の改善推進会議という形で継続していき、部活動のより良いあり方について検討していきたいと考えております。

以上であります。

委員長 委員の皆様、質問等はございますか。

阿部職務代理者 これは保護者にも説明をしていくのですか。

学校管理課長 検討会の委員の中にも、市PTA連合会の会長も入っているのですが、当然、方針については、学校を通して教育委員会から全保護者に通知していきたいと考えております。

委員長 委員の皆様、他に質問等はございますか。

藤田委員 文部科学省の勉強会等に参加した際に、部活動の教職員の多忙化を防ぐという話題があったのですが、その中の一例として、部活動の規定の時間が終わった後に、地域のスポーツ活動という形で移行するという実例が紹介されていたのですが、そこで実際、教えているのは学校の先生であったという、抜け道的な例の報告がありました。学校の先生の自発的な指導と

言ってしまうとそれまでになってしまうのですが、先生が引き続き地域のスポーツ活動という形で指導するような状況は避けなければならないと思いますので、今回の方針が骨抜きにならないように、情報収集なども進めていただければと思います。

学校管理課長 文化スポーツ部など関係部局との連携も図り、検討会の委員の中には、各団体の会長も入っていただいておりますので、ご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

委員長 委員の皆様、他に質問等はございますか。

(質問なし。)

委員長 それでは、次に(3)「西田学園スクールバスの利用者数と下校時の運行について」、事務局から説明をお願いします。

学校管理課長 それでは、次に「西田学園スクールバスの利用者数と下校時の運行について」、ご説明いたします。西田学園スクールバスの運行については、本日で、登校時149名がバスを利用する予定であります。下校時については、149名中、児童クラブを利用する14名の子どもを除き135名が利用する予定であります。これまで下校時のスクールバスの運行については、平成30年度の西田学園の教育課程を踏まえて、学校と協議を進めてまいりました。その中で、6月から放課後の活動に参加する5、6年生50名については、当初18時30分のバスで下校する予定でありましたが、6月から3月までの間、17時15分のバスで下校できるようにしました。また、7年生から9年生までの25名については、当初11月から3月までは17時30分のバスで下校する予定でありましたが、17時15分のバスで下校できるようにしました。1年生から4年生まで、さらに放課後に活動のない5、6年生、60名については、当初の予定通り15時30分のバスで下校し、7年生から9年生の25名についても、当初の計画通り4月から10月までは18時30分のバスで下校する予定であります。これらの利用制度については、3月20日に、バス停や時刻表を各学校から保護者に通知したところであります。今後はバス停に看板を設置し、最終的な安全確認を行ったうえで、4月6日の運行開始に向け準備を進めていきたいと考えております。

以上であります。

委員長 委員の皆様、質問等はございますか。

(質問なし。)

委員長 それでは、次に(4)「就学援助費(新入学児童生徒学用品費)の入学前支給について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育推進課長 それでは、「就学援助費(新入学児童生徒学用品費)の入学前支給について」、ご説明いたします。

小中学校就学奨励援助費のうち、入学後に支給していたランドセルや制服代等の新入学児童生徒学用品費について、準要保護児童生徒の保護者が援助を必要とする時期に不安なく準備が進められるよう、平成30年度入学予定者の対象者で希望する保護者に対して、入学前の遅くとも3月までに支給できるように、今年度から制度を設計し、実施したものであります。

支給人数については、新小学校1年生については88名から申請があり、その内、82名が認定されたものであります。6名の否認定者については、所得超過により否認定となったものであります。新中学校1年生については、268名の申請者全員が認定されました。支給時期については、3月9日に支給しました。

新小学校1年生82名の実績ということで、予算要求の際には、190名該当するだろうとの想定のもと積算したところでありますが、実際には88名の申請にとどまったということでもあります。入学前の周知については、入学通知書にチラシを同封、広報こおりやまへの掲載、市ウェブサイトへの掲載、ニコニコメールでの発信、保育所、保育園へポスターの配布、ラジオ福島等での周知などを行いました。申請をしていない新小学校1年生の該当者については、小学校入学後、就学援助の制度の説明を再度行いますので、4月中に申請が出され認定となれば、6月までには支給できることとなります。一方、新中学校1年生については、継続というケースが多いことから、想定に近い申請者の認定、支給という形になったものであります。

今後についても、特に新小学校1年生への周知を図り、より多くの該当者に対し、入学前にランドセルや制服代等の援助が行えるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

委員長 委員の皆様、質問等はございますか。委員の皆様からはないようですが、

私から一つ、新小学校1年生の82名という認定実績は、入学前の支給を申請された方の人数であって、今後、入学後に申請される方もいるという理解でよろしいんですよね。

学校教育推進課長 委員長がおっしゃられたとおりでありまして、今後4月中に申請され認定されれば、6月には同様の金額が支給されることとなります。

委員長 委員の皆様、他に質問等はございますか。

(質問なし。)

委員長 それでは続きまして、「6各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告。)

No	所属名	件名
1	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度就学前子育て講座実施結果について ・平成29年度第4回郡山市社会教育委員の会議について
2	中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・市民学校について ・市民大学について ・四季の風コンサートについて ・のびのび子育て広場オープン講座について ・ユースカレッジ木曜クラブについて ・ナイトカレッジについて
3	中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・郡山市図書館協議会視察研修実施報告について ・初心者向け読み聞かせボランティア養成講座実施報告について
4	美術館	<ul style="list-style-type: none"> ・アートカフェⅢについて ・スペシャル・アートカフェについて ・科学×美術：ワークショップについて ・音楽×美術：映画上映会について

5	学校教育推進課	・郡山市（篤志）奨学資金奨学生の決定について
		・郡山市立中学校就学審査会の結果について
		・寺子屋郡山活動報告について
		・市内4大学との連携事業について
		・平成29年度通学路合同点検実施箇所等について
6	教育研修センター	・2月研修講座等の実績報告について
7	総合教育支援センター	・平成29年度郡山市教育支援委員会審議結果について

委員長 委員の皆様、質問等がございますか。

(質問なし。)

委員長 本定例会への提出案件は以上であります。その他、事務局から何かありますでしょうか。

(なし。)

委員長 以上で、郡山市教育委員会平成30年3月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後2時57分